

建築基準法

別表第二 用途地域等内の建築物の制限(第27条、第48条、第68条の3関係) (抜粋)

(ち)	一 (略)
	二 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
	三 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する政令で定めるもの
(り)	一 (略)
	二 (略)
	三 次に掲げる事業(特殊の機械の使用その他の特殊の方法による事業であつて商業その他の業務の利便を害するおそれがないものとして政令で定めるものを除く。)を営む工場
	(一) 玩具 ^{ガン} 煙火の製造
	(二) アセチレンガスを用いる金属の工作(アセチレンガス発生器の容量三十リットル以下のもの又は溶解アセチレンガスを用いるものを除く。)
	(三) 引火性溶剤を用いるドライクリーニング、ドライダイニング又は塗料の加熱乾燥若しくは焼付(赤外線を用いるものを除く。)
	(四) セルロイドの加熱加工又は機械のこぎりを使用する加工
	(五) 絵具又は水性塗料の製造
	(六) 出力の合計が〇・七五キロワットをこえる原動機を使用する塗料の吹付
	(七) 亜硫酸ガスを用いる物品の漂白
	(八) 骨炭その他動物質炭の製造
	(八の二) せつけんの製造
	(八の三) 魚粉、フェザーミール、肉骨粉、肉粉若しくは血粉又はこれらを原料とする飼料の製造
	(八の四) 手すき紙の製造
	(九) 羽又は毛の洗浄、染色又は漂白
	(十) ぼろ、くず綿、くず紙、くず糸、くず毛その他これらに類するものの消毒、選別、洗浄又は漂白
	(十一) 製綿、古綿の再製、起毛、せん毛、反毛又はフェルトの製造で原動機を使用するもの
	(十二) 骨、角、きば、ひずめ若しくは貝がらの引割若しくは乾燥 ^マ 研磨又は三台以上の ^マ 研磨機による金属の乾燥 ^マ 研磨で原動機を使用するもの
	(十三) 鋳物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリート、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉碎で原動機を使用するもの
	(十三の二)レデミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が二・五キロワットをこえる原動機を使用するもの
	(十四) 墨、懐炉灰又はれん炭の製造
(十五) 活字若しくは金属工芸品の ^ト 鑄造又は金属の溶融で容量の合計が五十リットルをこえないつぼ又はかまを使用するもの(印刷所における活字の鑄造を除く。)	
(十六) 瓦、れんが、土器、陶磁器、人造砥石、るつぼ又はほうろう鉄器の製造	
(十七) ガラスの製造又は砂吹	
(十七の二) 金属の溶射又は砂吹	
(十七の三) 鉄板の波付加工	
(十七の四) ドラムかんの洗浄又は再生	
(十八) スプリングハンマーを使用する金属の鍛造	
(十九) 伸線、伸管又はロールを用いる金属の ^マ 圧延で出力の合計が四キロワット以下の原動機を使用するもの	
(二十) (一)から(十九)までに掲げるもののほか、安全上若しくは防火上の危険の度又は衛生上若しくは健康上の有害の度が高いことにより、商業その他の業務の利便を増進する上で支障があるものとして政令で定める事業	
四 危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの	